

アメリカ合衆国から輸入される鉄鋼及び鉄鋼製品に係る関税の譲許の適用の停止等に関する政令第一条第一項に規定する原産地の意義に関する省令参照条文

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）

（特恵関税等）

第八条の二 経済が開発の途上にある国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。）であつて、関税について特別の便益を受けることを希望するもののうち、当該便益を与えることが適當であるものとして政令で定めるもの（以下「特恵受益国等」という。）を原産地とする次の各号に掲げる物品で、平成二十三年三月三十日までに輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

一～三（省略）

（省略）

3 特恵受益国のうち、国際連合総会の決議により後発開発途上国とされている国で特恵関税（第一項の規定により課される関税をいう。）について特別の便益を与えることが適當であるものとして政令で定める国（次条第一項及び第二項並びに第八条の四第一項において「特別特恵受益国」という。）を原産地とする第一項第一号及び第二号に掲げる物品（別表第二に定める税率が無税とされているものを除く。）で、同項に定める日までに輸入されるものに課する関税の率は、同項の規定にかかわらず、無税とする。

関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）

（原産地の意義）

第五十条 法第八条の二第一項、第三項又は第四項に規定する原産地とは、次の各号に掲げる物品の区分に応じ当該各号に規定する国又は地域（以下「原産地」という。）をいう。

- 一　一の国又は地域（法第八条の二第一項又は第三項に規定する国又は地域をいう。以下この条において同じ。）において完全に生産された物品として財務省令で定める物品
- 二　一の国又は地域において、前号に掲げる物品以外の物品をその原料又は材料の全部又は一部としてこれに実質的な変更を加えるものとして財務省令で定める加工又は製造により生産された物品

2～3（省略）